

大信寺墓地使用規則

宗教法人

浄土宗大信寺

大信寺墓地使用規則

第一条 規則の遵守

大信寺墓地(以下墓地という)を使用する方(以下、使用者という)は、この規則に従っていただきます。

第二条 使用目的

墓地の場所は墳墓・碑石及び形像類(以下墓石等という)の設置場所として使用する以外には使用出来ません。尚、墓地内での葬祭年回その他の仏事は、すべて宗教法人大信寺が執り行います。

第三条 管理者

墓地の管理者は大信寺代表役員(住職)とします。

第四条 使用資格

墓地は、一般仏教徒に限り使用することが出来ます。

第五条 永代使用料

- (1) 永代使用料とは、墓地の永代使用权を保証する料金です。
- (2) 既納の永代使用料は、いかなる理由があっても返還いたしません。

第六条 境内整備費および護持会費

- (1) 境内整備費とは、事務管理並びに境内及び墓地の清掃環境の整備等(但し使用承諾の場所を除く)墓地の管理に要する費用であり管理者の請求により納入していただきます。
- (2) 護持会費とは、大信寺護持会(以下、護持会)に納入する年会費であり、護持会会長の請求により納入していただきます。
- (3) 社会情勢の変動等の事由により、境内整備費または護持会費が不均衡となった場合は、管理者または護持会長はこれを改正いたしますので予めご了承下さい。
- (4) 境内整備費および護持会費の徴収期間・徴収時期・徴収方法等については管理者および護持会会長の定めるところに従っていただきます。
- (5) 既納の境内整備費および護持会費はいかなる理由があっても返還いたしません。
- (6) 永代使用承諾を得た個別墓地については、使用者の費用負担で清掃・除草その他の維持管理をしていただきます。

第七条 永代使用手続き

永代使用を希望する方は、別に定める「墓地使用申込書」をもって、所定の永代使用料を管理者に納入していただき、別に定める「墓地使用許可証」を発行したときに墓地使用者となります。

第八条 工事の基準と承認事項

- (1) 墓石等の建立およびこれらに付帯する一切の設備工事を行うときは、別に定める工事基準と使用制限に従っていただきます。
- (2) 墓石等の建立およびこれらに付帯する一切の設備工事を行うときは、事前に届け出て管理者の承認を受けて下さい。

第九条 墓石等の移転の禁止

- (1) 個別墓地には、他からの墓石等(自然石をふくむ)の移転は一切できません。
- (2) 個別墓地には、祭祀に関する付帯物・神仏具・埴輪等これらに関する物の移転設置は出来ません。
- (3) 個別墓地への植樹等の植樹は出来ません。

第十条 理蔵・改葬の手続き

埋蔵または改葬する場合は、所轄庁の発行する埋(改)葬許可証を管理者に届けて下さい。

第十一条 死体の埋葬禁止

本墓地には、公衆衛生上、死体(死胎を含む)を埋葬することは出来ません。

第十二条 埋蔵者の制限

使用者の親族以外の方を埋蔵することは出来ません。ただし、管理者が認めた場合は、所定の手続きを行って埋蔵することが出来ます。

第十三条 永代使用権の承継

使用者名義人が死亡したときは、速やかに所定の手続きを行い、管理者の承諾を得て相続人またはその親族の一人が個別墓地の永代使用権の承継するものとします。なお、管理者は、別に定める処により、生前に使用名義の変更を認めることがあります。

第十四条 永代使用権の譲渡等の禁止

使用者はその永代使用権を第三者に譲渡または転貸することは出来ません。

第十五条 永代使用承諾の取消

- (1) 管理者は、使用者が下記の各号の一に該当したときは、催告を要しないで個別墓地の永代使用承諾を取消します。
 - (イ) 管理料を三か年以上滞納したとき。
 - (ロ) 承諾を受けた目的以外に使用したとき。
 - (ハ) 個別墓地を第三者に譲渡または転貸したとき。
- (2) 管理者は、前項各号により個別墓地の永代使用権を取り消した場合は、埋蔵物を任意の場所に改葬し、墓石等を他に撤去処分します。なお、これに要した費用は使用者の負担とします。
- (3) 管理者は、第(1)項により使用承諾を取り消した個別墓地を第三者に対し永代使用を承諾することが出来るものとします。この場合、前使用者ならびにその利害関係者は管理者に対し異議を申し立てることは出来ません。

第十六条 無縁墓地の祭祀

前条により無縁墓地に改葬されたときは、管理者の責任において祭祀を行います。

第十七条 個別墓地の返還

個別墓地が不要になったとき、使用者は自己の責任と負担で原状に復し、返還届けに承諾証・印鑑証明書を添えて当該個別墓地の永代使用权を管理者に返還していただきます。万一、使用者が個別墓地を原状に復さない場合、管理者は使用者に通知をして埋蔵物を任意の場所に改葬し、墓石等を他に撤去・処分します。なお、これに要した費用は使用者の負担とします。

第十八条 不可抗力による事故の責任

天災地変等の不可抗力ならびに交通事故等・第三者による行為によって生じた個別墓地の・墓石等の被害について管理者は一切その責任を負いません。

第十九条 規別に定めのない事項

前各条に定めのない事項については、法令の定めによるほか、その都度、管理者が決定します。

第二十条 規則の改正

墓地埋葬等に関する法令等現行法規が改正された場合および管理者が必要と認めた場合には本規則を改正します。使用者はこれに従っていただきます。

附則 本規則は平成18年1月1日から施行します。